

補助対象事業及び補助協議単価等

1. 補助対象事業

(1) 既存介護施設等のスプリンクラー整備支援事業

平成18年5月29日付老発第0529001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)の第2の2のイに定める事業

(2) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

「実施要綱」の第2の2のウに定める事業

2. 補助協議単価等

(1) 補助協議単価等については、それぞれ「実施要綱」の別表1(1)に定める交付基準単価に定めるものとする。

(2) 1.(1)の事業については、㎡単価による支援であることから、その補助対象面積については厳格に算定する必要がある。共有部分を有する複合型施設においては、その補助対象面積の算出方法等について、別紙2「スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象面積の確認作業について」を確認の上、別添2「スプリンクラー設備等の整備に係る確認シート」を活用いただき、適切に補助対象面積を算出されたい。

スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象面積の確認作業について

既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業を実施するにあたり、㎡単価による支援であることから、その補助対象面積については厳格に算定する必要があります。

つきましては、協議に際して、各階の平面図・求積図等の建物の各部分の面積が確認できる書類、その他必要な書類等の添付をお願いするとともに、別添2「スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象面積確認シート」にご記入の上、ご提出ください。

なお、複合型施設における補助対象面積の確認手順については、以下にお示ししております。

■複合型施設の場合の確認手順

複合型施設における共有部分の面積の算定方法は、原則として、各施設の専有部分の面積比による按分とします。

- (1) 各施設の専有部分の面積及び共有部分（玄関や廊下、階段やエレベータ等）の有無を、平面図等の図面や事業所からの聞き取り等により確認する。
- (2) 建物の総面積から、各施設の専有面積及び補助対象外部分の面積を引き、共有部分の面積を確定する。
- (3) 面積比按分により、補助対象に含める共有面積を算定する。
- (4) 専有部分の面積に、(3) で算定した共有面積を足して補助対象面積を確定する。

■面積按分の仕方の例

建物全体の総床面積 984.60㎡ (3階建て)

1階：屋内駐車場	100.00㎡ (補助対象外部分)
デイサービスセンター	228.20㎡ (補助対象外施設：①)
2階：認知症高齢者グループホーム	192.80㎡ (補助対象施設：②)
小規模多機能型居宅介護事業所	135.40㎡ (補助対象施設：③)
3階：認知症高齢者グループホーム	328.20㎡ (補助対象施設：②)

手順1：専有面積の確認

① デイサービスセンター	204.60㎡
② 認知症高齢者グループホーム	495.80㎡
③ 小規模多機能型居宅介護事業所	117.30㎡

④ 専有面積の合計 ①+②+③= 817.70㎡

手順2：共有部分の面積の確定

建物の総床面積 984.60㎡－専有部分の面積の合計 817.70㎡－

補助対象外部分（屋内駐車場）100.00㎡ = 共有部分の面積 66.90㎡

手順3：各補助対象施設にかかる共有面積の算出

② 認知症高齢者グループホーム

共有部分の面積 66.90㎡×（認知症高齢者グループホームの専有面積
495.80㎡÷専有面積の合計 817.70㎡）= 40.56㎡

③ 小規模多機能型居宅介護事業所

共有部分の面積 66.90㎡×（小規模多機能型居宅介護事業所の専有面積
117.30㎡÷専有面積の合計 817.70㎡）= 9.60㎡

手順4：各補助対象施設にかかる補助対象面積の確定

② 認知症高齢者グループホーム

495.80㎡+40.56㎡=536.36㎡
小数点以下第一位を四捨五入し、536㎡

③ 小規模多機能型居宅介護事業所

117.30㎡+9.60㎡=126.90㎡
小数点以下第一位を四捨五入し、127㎡

■留意点

ア 複数の施設が併設されている場合、面積比によらず、単純に施設数で割って共有面積を算定することは認められない。

イ ㎡単価による支援であることから、会議室等の共有部分の設備の使用頻度や施設定員数で按分することも認められない。

ウ 按分を行わず、共有部分の全ての面積を補助対象として申請することも当然認められない。

エ 共有部分の面積が確認できなければ、市町村及び事業者の判断で、専有部分のみで申請することは差し支えない。

オ 消火ポンプユニット等の算定についても、按分を行う。（次頁の例を参照。）

例) 補助対象面積500㎡、補助対象外面積300㎡の複合型施設

①消火ポンプユニット等の設置にかかる費用が3,000千円の場合

・消火ポンプユニット等

$$3,000 \text{千円} \times 500 \text{m}^2 / 800 \text{m}^2 = 1,875 \text{千円}$$

1,875千円 ≤ 2,320千円のため、算定額1,875千円

・スプリンクラー

$$9.26 \text{千円} \times 500 \text{m}^2 = 4,630 \text{千円}$$

・協議額 1,875千円 + 4,630千円 = 6,505千円

②消火ポンプユニット等の設置にかかる金額が5,000千円の場合

・消火ポンプユニット等

$$5,000 \text{千円} \times 500 \text{m}^2 / 800 \text{m}^2 = 3,125 \text{千円}$$

3,125千円 ≥ 2,320千円のため、算定額2,320千円

・スプリンクラー

$$9.26 \text{千円} \times 500 \text{m}^2 = 4,630 \text{千円}$$

・協議額 2,320千円 + 4,630千円 = 6,950千円

認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の取扱いについて

1. 補助対象事業について

- ・地震や土砂災害等に対する防災対策を目的とした改修事業（これと一体的な施設や設備の改修を含む）
- ・利用者の安全性確保等を目的とした施設の老朽化に伴う大規模修繕事業（これと一体的な施設や設備の改修を含む）

2. 補助基準について

上記1に定める事業のうち、次のすべてを満たすものを対象とする。

- (1) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。
- (2) 対象施設の目的以外の用途に使用するためのものではないこと。
- (3) 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたものではないこと。
- (4) 本交付金の他の事業による助成対象となる事業でないこと。

3. 申請の制限について

本事業については、原則、一事業所につき一回を限度として申請することができるものとする。

4. 提出が必要な添付資料について

下記の書類を添付すること。

- ① 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）
- ② 見積書

5. 留意事項

利用者の安全性確保等を目的とした施設の老朽化に伴う大規模修繕事業に該当する事業を申請する場合には、当該施設にどのような危険性があるのかを申請書類の中に具体的に明記すること。